

No.557  
毎月10日発行

広報

中里

# なかさと

2003年2月号

平成15年

●発行/中里村役場 〒949-8492 新潟県中魚沼郡中里村大字田沢己2133番地 ☎0257(63)3111 Fax(63)2044 ●編集/総務課  
●ホームページ <http://www.vill.nakasato.niigata.jp> ●電子メール [info@vill.nakasato.niigata.jp](mailto:info@vill.nakasato.niigata.jp)

## 第1回 十日町広域圏合併任意協議会



### 第1回 十日町広域圏 合併任意協議会

1月25日、ユーモール2階多目的ホールで、十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町の5市町村による「第1回十日町広域圏合併任意協議会」が行われました。

なお、2月21日に、中里村市町村合併懇談会が行われる予定ですので、是非ご参集ください。  
(詳しくはP7にあります。)

#### 主な内容

- 職員給料を公開します…… 2～3
- 工房なかさと…… 4～5
- 環境だより…… 6
- 考えよう市町村合併…… 7
- なかさとウォッチング…… 8
- 十日町地域広域事務組合財政状況…… 9
- お知らせ…… 10～12

N・A・K・A・S・A・T・O

# 中里村職員給与をお知らせします

中里村職員の給与等を村民の皆さんに知っていただくために、その内容について公表します。

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

（単位：千円）

13年度	6,438人	4,647,083	123,374	851,438	18.3%
------	--------	-----------	---------	---------	-------

（注）人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

## (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

（単位：千円）

14年度	94人	379,071	50,482	165,535	595,088	6,330
------	-----	---------	--------	---------	---------	-------

## (3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（14年4月1日現在）

中里村	341,200円	43.9歳	311,800円	55.8歳
新潟県	365,953円	42.7歳	339,900円	45.4歳

## (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

一般行政職	93.5	92.3
-------	------	------

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給与額を100として算定する地方公務員の平均給与額の指数です。

## (5) 職員の初任給の状況（14年4月1日現在）

一般行政職	大学卒	174,400円	188,900円	174,400円	188,900円
	高校卒	141,900円	151,800円	141,900円	151,800円
技能労務職	高校卒	139,000円	148,700円	139,000円	148,700円

## (6) 職員の経過年数別・学歴別平均給料月額の状況（14年4月1日現在）

一般行政職	大学卒	275,600円	321,700円	387,500円
	高校卒	206,000円	284,400円	332,500円
技能労務職	高校卒	該当者はいません		

（注）経過年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

## (7) 一般行政職の級別職員数の状況（14年4月1日現在）

標準的な勤務内容	主事補	主事	主事	主任	係長 主査	課長補佐 副参事	課長	課長	
職員数	0人	12人	3人	11人	13人	17人	6人	3人	65人
構成比	0%	18.5%	4.6%	16.9%	20.0%	26.2%	9.2%	4.6%	100%
参考	1年前の構成比	4.7%	9.4%	7.8%	15.6%	26.6%	21.9%	12.5%	100%
	5年前の構成比	2.3%	6.8%	14.8%	20.5%	31.8%	12.5%	6.8%	100%

## (8) 職員手当の状況

期末手当 勤勉手当	(13年度支給割合)			(13年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.45月分	0.60月分	6月期	1.45月分	0.60月分
	12月期	1.55月分	0.55月分	12月期	1.55月分	0.55月分
退職手当	3月期	0.55月分	—月分	3月期	0.55月分	—月分
	計	3.55月分	1.15月分	計	3.55月分	1.15月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	(支給率)		自己都合	(支給率)		自己都合
	勤続20年	21.0月分	勤奨・定年	勤続20年	21.0月分	勤奨・定年
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	その他の加算措置 退職特別昇給 1～2号	定年前早期退職特別処置2%～20%加算		その他の加算措置 退職特別昇給 20年以上 1号	定年前早期退職特別処置2%～20%加算	

■中里村職員給与をお知らせします

	17,375千円
	163千円

扶養手当	配偶者 16,000円 配偶者以外2人まで 6,000円 但し、配偶者のいない職員の場合 1人は 11,000円 配偶者が扶養親族でない職員の場合 1人は 6,500円 その他の扶養親族1人につき 3,000円 満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子は5,000円加算	同 左
住宅手当	〈借家〉 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、その家賃額に応じ、最高27,000円(家賃額55,000円)まで支給 〈持家〉 1,000円 但し、新築・購入した場合、5年間は2,500円	同 左
通勤手当	片道2km以上の職員に支給 〈交通機関利用者〉 定期券の価格 〈交通用具使用者〉 往復1kmにつき750円/月	片道2km以上の職員に支給 〈交通機関利用者〉 運賃等相当額 〈交通用具使用者〉 2,000円(片道5km未満)～最高20,900円(40km以上)まで支給

(9) 特別職の報酬等の状況 (14年4月1日現在)

給料	村長	704,000円	報酬	議長	250,000円	(13年度支給割合)			
	村助	559,000円		副議長	195,000円	6月期	1.45月分	3月期	0.55月分
	収入役	531,000円		常任委員長	183,000円	12月期	1.55月分		
				議員	177,000円			計	3.55月分

(10) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	職名	13年度	14年度	増減	主な増減理由
一般行政	議会	2	2	0	政策関連の業務増による増 滞納整理に対応するための増員
	総務	21	22	1	
	税務	5	6	1	
	労働	0	0	0	
	農水	10	10	0	
	商工	2	2	0	
	土木	6	6	0	
	民生	23	23	0	
衛生	9	9	0		
	小計	78	80	2	
特別行政	教育	15	15	0	
	警察	0	0	0	
	消防	0	0	0	
	小計	15	15	0	
公営企業等	病院	4	4	0	
	水道	2	2	0	
	交通	0	0	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	4	4	0	
	小計	14	14	0	
合計		107	109	2	

(11) 定員適正化計画の概要と実績

(各年4月1日現在)

部門	計画	実績	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
一般行政	計画		83	83	84	84	79
	実績	80	80	78	80	—	—
特別行政	計画		13	14	14	14	13
	実績	14	14	15	15	—	—
公営企業	計画		13	13	13	13	12
	実績	13	13	14	14	—	—
合計	計画		109	110	111	111	104
	実績	107	107	107	109	—	—

地域に支えられてこそ輝きます  
すべての障害者が、安心して働ける施設をつくりたい

# 工房なかさと

## 今年4月に開設!!

### ■ “工房なかさと” 今年4月開設に向けて

障害等を持った方は、どんな障害等があるかで、働くことが出来る内容が限定されます。その結果、なかなか働く場所がありません。また、働く意欲と能力があっても、すべての障害者等が、直ちに社会で通用する訳でもありません。

そこで、異なる障害等を持った人が一同に会して、働く場所と、社会に出る準備をする場所として、“工房なかさと”の設立が待たれていました。



▲工房なかさとミニ体験（ウエス作り）の様子

### ■ 地域に支えられてこそ輝きます

4月から新潟県と中里村の補助金で、田中集落のリース工場を利用して、“工房なかさと”を開設運営する予定です。当初は民間団体の小規模運営ですが、近い将来利用者が増えてくれば、法人運営を視野に入れています。田中集落の皆さんからは、こころよく開設を承諾していただき、ボランティアの申し出までいただいています。

“工房なかさと”と、ここに通う障害者等が、はつらつと地域で働いていくためにはどうしても地域の理解と協力そして援助が必要です。ここに通う障害者等に『こんにちは』と声をかけてもらえる、“工房なかさと”に気軽に立ち寄ってもらえる、そんな施設作りに努力したいと思っていますのでよろしく願います。

### ■ どんなことをするの？

“工房なかさと”では、民間からの仕事を請け負ったり、独自のブランドで作品を作ったりします。また、出かけて行って仕事もします。

具体的には、ウエス（使い捨てぞうきん）作りや、花苗栽培、手工芸品（わら細工等）を考えています。草取りや、作物の販売・収穫などにも挑戦したいと思っています。

『こんな仕事は出来ないか？』『こんなことをやってみたら？』など大いに提案・紹介をお願いします。

### ■ 利用者を募集します

障害等を持った方なら、どなたでも利用できます。障害者手帳がなくても利用できます。

利用内容については、まだ決まっていませんが、予定は以下の通りです。

- ・利用料 3,000円/月（昼食は含まれません。弁当を持参してください。）
- ・その他 2,000円/月
- ・利用時間は午前9時から午後3時までです。

## ■職員を募集します

“工房なかさと”は小規模作業所で、3障害（知的・身体・精神障害）等の人と一緒に働く施設になり、難しい運営になります。しかも、運営費の県補助は最小規模のランクに位置します。利用者は10人以下で始まりますので、職員募集は次の予定です。

### ◆常勤職員（指導員、施設長兼務）

1名 学歴不問、年齢不問、1種普通免許、労災・雇用適用  
給料－事業主体の規定による 8時間勤務

### ◆非常勤職員

1名 学歴不問、年齢不問、1種普通免許、労災・雇用適用  
給料－事業主体の規定による 6時間勤務

◆募集締切 平成15年2月28日 ◆提出書類 履歴書

◆応募先 “工房なかさと”建設準備会

◆照会先 中里村役場民生課 ☎63-3111

◆面接日 平成15年3月6日 ◆面接場所 中里村老人福祉センター

◆選考委員 “工房なかさと”建設準備会委員及び準備会の選任した者

◆その他 3障害一緒に施設で障害者等に寄り添う人を求めます。



## ■ボランティアを募集します

“工房なかさと”をスムーズに運営していくには、多くのボランティアの皆さんの力を必要としています。

『1日2～3時間なら』『お昼の時間だけなら』『1週間に2日だけなら』『毎日でも』『1ヶ月に1回だけ』『こんなことなら出来る（お茶、お花、焼き物、お菓そば、わら細工、歌、踊り、パソコン、経理等）』など力を貸してください。 ◆応募・照会先 前述の申込・照会と同じ

## ■“工房なかさと”を育てる会加入のお誘い

～『家族と暮らしながら働きたい』望みを地域の力で実現させてあげたい～

多くの障害者の皆さんは、小さいうちから親元を離れたり、遠いところに通っています。『家族と暮らしながら働きたい』ささやかですが、切実な願いを実現するために保護者の皆さんが一生懸命がんばってきました。中里村も厳しい財政の中で「障害者が暮らしやすい地域は多くの住民にとっても暮らしやすい」と激励してきました。

しかし、障害者等が自立するためには、「地域が微笑み、話しかけ、ごく普通に接する」など地域の働きかけも重要になってきます。



▲工房なかさとミニ体験（ウエス作り）の様子

“工房なかさと”建設準備会では、『ボランティアは出来ないけれど、気持ちだけでも応援したい』『情報が欲しい』『イベントの時に参加したい』『積極的に関わってみたい』等と考える、地域の皆さんと一っしょに“工房なかさと”の事業主体として“工房なかさと”を育てる会を立ち上げる予定です。

この会が障害者等と共に中里村の村づくりの一翼を担うことになれば素晴らしいですね。

◆加入資格 どなたでも加入できます

◆会費 一口 1,000円/年（通信費等）

◆結成総会（予定） 3月下旬

◆応募・照会先 前述と同じ

## ■ 下水道受益者分担金納入のお知らせ

**納入期限** 3月31日(月)

分担金納入対象者は、平成12、13、14年度に分担金が告示された受益者です。

納付書については、すでに送付されていますが、紛失された方は下水道係までお知らせください。納付書を再発行いたします。

前納納付を希望されている方については、納入期日を過ぎると前納報奨金がつきませんので、納入期日を厳守願います。平成12年度告示の方は、納付3年目になります。納入期日を過ぎると延滞金が加算されます。

## ■ 宅内排水設備工事のお願い

供用開始告示後(下水道が使用できること)3年以内に、水洗トイレに改造することが法律で義務付けられています。下水道の役割は、「公共用水域の水質保全」と「生活環境の改善」を目的とし、トイレの水洗化は大きな役割のひとつです。水洗トイレの改造工事については、排水設備指定工事店に相談してください。

水洗化について、ご理解を賜り早めの工事をお願いします。

◆問合せ先 環境課下水道係 ☎63-3111

## 住み郷活動報告

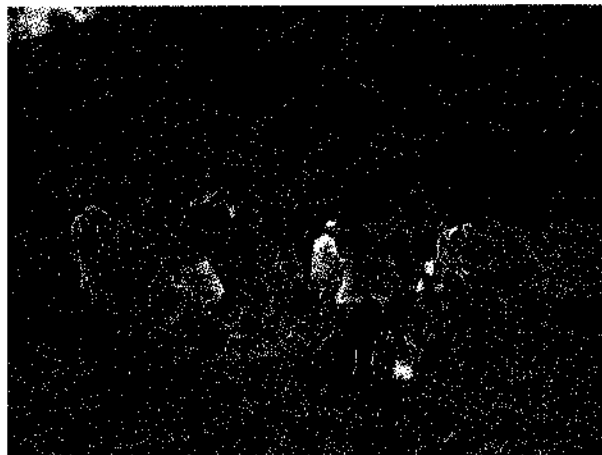
住みよい郷土建設協会(住み郷)は村の保健衛生をはじめ環境美化等、私たちの生活にまつわる仕事をしています。皆さんから年間500円/戸の会費をいただき、今年はこんな活動をしました。

《平成14年度活動内容》

期 日	内 容	会 場
4/18	推進員研修会(研修、分署、分署)	分署
4/29・10/20	第1回・第2回推進員研修会(研修)	環境課(環境課研修室)
5/10	村内野焼き禁止(野焼き禁止)	村 内 各 所
10/22	環境美化活動(環境美化)	環境課(環境課)
10/19	環境美化活動(環境美化)	分 署 各 所
10/17	ゴミを捨てるな(ゴミを捨てるな)	村 内 各 所
10/20	カントリークラブ(カントリークラブ)	カントリークラブ
11/13	村内不法投棄(村内不法投棄)	村 内 各 所
2/22	土留別支那伸張(土留別支那伸張)	土留別支那伸張



村内不法投棄(カントリークラブ)の様子



こういう事をしてきている人達がいることを念頭に入れ、ゴミの不法投棄・野焼きは絶対しないでください。ゴミの不法投棄・野焼きは厳しく処罰されます。

# 考えよう!! 市町村合併

これまでの動き

## 十日町広域圏合併任意協議会事務局の所在地について

中里村役場3階にありました「十日町広域圏合併任意協議会（設立準備会※1）事務局」は、昨年の12月26日に十日町市の旧織物会館の一室に移動しました。

また、職員も増強され、1月1日付けで各市町村から一人ずつさらに派遣し、各市町村2人ずつの体制となっております。

◆十日町広域圏合併任意協議会事務局 ☎0257-52-7725

※1：名称について、1月25日を以って「十日町広域圏合併任意協議会（事務局）」となっております。



## 中里村市町村合併審議会設置のお知らせ

1月20日に「中里村市町村合併審議会」が設置されました。この審議会は市町村合併に関して、村長の諮問に応じ調査、審議を行うためのものです。村長から委員に委嘱、任命された方々は18名で次の通りです。



### ◆中里村市町村合併審議会委員

上原辰巳（上山）、南雲勝男（堀之内）、島田東一（倉俣）、貝沢洋次（山崎）、井之川和子（如来寺）、太島康太郎（芋沢）、富井利明（市之越）、林真砂子（山崎）、服部安英（如来寺）、高橋敏昭（芋川）、杉谷清之（荒屋）、山崎喜久一郎（荒屋）、桑原清（小出）、鈴木隆夫（重地）、藤ノ木信子（小出）、齋藤立美（田沢）、高橋定利（倉俣）、羽鳥ヨシ子（新屋敷）《敬称略・順不同》

第1回の審議会では、次のようなことが決定されましたのでお知らせします。

- 1、会長に貝沢洋次さん、副会長に服部安英さんが選出される。
- 2、十日町広域圏合併任意協議会の委員に貝沢洋次さんと服部安英さんが選出される。
- 3、新市将来構想検討委員の選任について、選考を会長・副会長と事務局に一任される。

## 市町村合併住民懇談会開催のお知らせ

市町村合併を検討するためには、関係市町村間の住民が一堂に集り行政制度の調査、調整が必要になってきます。その前段階として1月23日、中里村はをりしにおいて「十日町広域圏合併任意協議会」が設立されました。関係市町村「自治」を尊重、利益を説明したことにより構成市町村は、中里村、十日町市、山崎町、芋沢町、松尾山町の5市町村となりました。

任意協議会に付いては協議される内容については、その前度公開されますので多くの皆様から関心を持っていただきたいと思います。

市町村合併は、お一人一人の生活に関わる大事な問題です。村長の皆様からできるだけ多くのご意見を拝聴するため、今回は村内全戸を対象とした懇談会を開催しました。大勢の参加をお願いします。

◆日 時 平成15年 2月21日(金) 午後7時より

◆場 所 中里村総合センター2階大集金室

◆対象地域 村内全域



なかさと

自分の心の中の鬼を

2月3日(月)、倉俣保育園で行われた節分の豆まきの様子を取材しました。

子供たちは可愛らしい自作の鬼の帽子をかぶり、鬼が登場する物語に耳を傾け、一喜一憂していました。

「豆まきで、自分の心の中の鬼を追い出してください。どん



な鬼を追い出したい?」という先生の問いに、子供たちは「おこりんぼ鬼」「泣き虫鬼」「風邪ひき鬼」など、それぞれが思った鬼を発表しました。

遊技場に鬼が入ってくると、「鬼は外!!」と元気に豆を撒き、自分の心の鬼を追い出していました。

〇〇

困りごと、相談ください  
恩田功一さんへ

平成16年1月1日付けで、恩田功一さんが人権擁護委員に委嘱され、新潟県地方事務局・澤山喜昭局長から、委嘱状が手渡されました。

人権擁護委員は、皆さんの困りごとや悩みごとの相談を受

け、一緒になって考えてくれる委員です。もちろんその際の相談内容は秘密が厳守されます。委嘱を受けた恩田さんは「私も一生懸命勉強して、皆様のお役に立てるよう努力していきたい。」と意気込みを語りました。

樋口正次さん  
勲五等双光旭日章

平成14年秋の叙勲受章で、樋口正次さん(朴木沢・70歳)が、勲五等双光旭日章を受章しました。

樋口さんは、昭和27年に旧田沢村消防団に入団して以来、46年という永きわたり消防活動に尽力されてきました。

これまでに県知事及び県消防協会長幹部功績章、日本消防協会長勤続功績章、消防庁官永年勤続功績章、消防庁官功労章、日本消防協会長特別功績章と多くの表彰を受けております。

樋口さんは、今回の受章の感想に、「消防団は地域の皆さんの協力がなければ成り立ちません。勲章は協力してくれた皆さんのおかげであり、とても感謝しています。」と語りました。

**青年部活動の活用について**

本会では、地域の青少年の健全な育成を図るため、青年部活動を積極的に活用しています。青年部活動は、青少年のリーダーシップを育て、地域社会への貢献意識を醸成する重要な役割を果たしています。

●利用期間 令和5年度(2024年)～令和6年度(2025年)

●活動内容 各種スポーツ大会、研修会、社会奉仕活動等

●お問い合わせ先 本会事務局(TEL: 025-252-1111)





# 十日町地域広域事務組合財政事情

## ●平成14年度会計別予算執行状況

(単位：万円)

会計種別	予算額	収入額	収入率	繰上額	繰上率
一般会計	521,064	206,654	39.7%	240,786	46.2%
家畜指導診療所特別会計	4,146	4,016	96.9%	3,044	73.4%
合計	525,210	210,670	40.1%	243,830	46.4%

※一時借入金残高 4億1千6百万円

## ●平成14年度市町村別負担金状況

(単位：万円)

市町村	負担金	負担率	負担率(%)
十日町市	78,429	370	24.0%
川西町	20,406	283	6.3%
津南町	26,393	395	8.2%
中里村	14,191	93	4.4%
松代町	115,341	56	35.2%
松之山町	71,762	53	21.9%
合計	326,522	1,250	100.0%

## ●組合債の現在高状況

(単位：万円)

債種	現在高
消防庁舎建設事業	2,836
消防施設整備事業	9,174
地域総合整備事業	170,560
合計	182,566

## ●組合財産の状況

土地	73,715.34 m <sup>2</sup>
建物	11,580.90 m <sup>2</sup>
現金	677 万円
その他	温泉利用権、芸術作品

※土地については、里創プラン用地を掲載  
その他の土地は、施設所在市町村より借地

## ●災害発生及び出動状況 (件)

項目	十日町	川西町	津南町	中里村	松代町	松之山町	計
火災発生件数	19	2	4	4	2	1	32
救急出場	780	182	232	129	143	122	1,592
救助出動	21	2	3	7	1	3	38
その他災害出動	29	3	7	3		3	46
合計	849	189	246	143	146	129	1,708

## ●家畜指導診療所指導診療等実績状況

(平成14年4月1日～12月31日)

項目	十日町	川西町	津南町	中里村	松代町	松之山町	合計
指導診療事業 (件)	366	5	1,246	96	71	62	1,846
家畜改良事業 (件) (受精卵取扱)			7				7
防疫事業 (頭)	4,315	1,864	5,368	120	145	177	11,989
合計	4,681	1,869	6,621	216	216	239	13,842



### わが家の主役

樋口 駿くん(1歳) (208)

寿久・由里子さん夫妻の長男(桔梗原)

男の人には少し人見知りするという駿くん。取材に伺った時、不思議そうな表情で私のことを観察していました。

天気の良い日は、お母さんと外出。人見知りはするけど、ユーモールなどの人が多く賑やかな所は喜び、知らない人にも笑顔で手を振るそうです。

お母さんはそんな駿くんに、「好きな事をのびのびやって、元気でいてくれれば。」と話していました。



### 司法書士による第13回

高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の方の不動産や相続、遺言、贈与、借金の返済などに関わる問題及び介護、福祉に関わる問題につき、司法書士および社会福祉士が電話による相談を受け、問題解決のアドバイスを行います。

日時 3月15日(土) 午前10時～午後4時

場所 ながおが市民センター2階 長岡市大手通2丁目2番地6 ☎0258-33719005

その他 面接による相談は予約制です。☎025-2228-11727へ事前にご予約ください。相談は無料。秘密は厳守いたします。

### 家族そろって 交通災害共済 加入しよう

村内では平成13年度に11件の事故に対して約3,030千円の共済金が支払われました。この制度は、一日約1円の掛け金で最大120万円の補償が受けられます。村内の平成14年度の加入率は約86パーセントとなっています。助け合いの精神で生まれたこの共済制度に多くの皆様方のご加入をお願いいたします。

#### ◆交通災害共済とは?

会員が交通事故により死傷した場合に、地方自治体として救済対策を講じることを目的とした、県民相互救済の制度です。

#### ◆どなたでも加入できます!

村内に居住している方、並びにその家族と生計を一にしている家族で、県外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。

#### ◆申し込みは簡単!

加入申込書に会費を添えて、村政事務嘱託員(区長さん)、または役場総務課まで申し込みください。

#### ◆会費は年間わずか500円!

ひとり年額500円です。途中加入の場合も同額です。

#### ◆共済期間は?

平成15年4月1日から平成16年3月31日までです。

#### ◆途中加入の場合は、加入した翌日から平成16年3月31日までです。

#### ◆見舞金は?

会員が交通災害により死傷した場合に、会員またはその遺族の請求により支給します。

#### ◆見舞金は、120万円(死亡の場合)から3万円(実治療日数7日の傷害の場合)となっています。

#### ◆見舞金の請求は?

自動車、オートバイ、自転車など、道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故が対象となります。

請求期間は、交通災害を受けた日から起算して1年以内です。

1年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

◎詳しくは、役場総務課行政係までお問合せください。

☎63-3111

#### ◆補助率 17.6%

(補助金限度額は44万円)

#### ◆対象工事費

平成15年4月1日～平成16年3月15日までに工事を完了するものに限る。

#### ◆申込期限 9月30日(火)まで

(工事着手前に役場建設課まで申込みください。)

#### ◆補助対象

住宅の克雪化に要する工事で250万円を限度とする。

### 克雪化事業のお知らせ

平成16年度克雪住宅補助金申請を受け付けます。

#### ◆対象者

中里村長において事業地区指定を受けている地区で克雪住宅(耐雪式・融雪式)を建設(新築・増改築・改良)及び購入される方

### 冬期水利について

冬期間の降雪により、各町内の防火水槽、消火栓、消防水利の確保が困難となっております。消防署、消防団でも水利確保に努めていますが、すみずみまで行き届きませんので水利除雪のご協力をお願いいたします。

また、雪下るし等の後には方が一に備え、二方向以上の避難口の確保をお願いいたします。

### 家族そろって 交通災害共済 加入しよう

村内では平成13年度に11件の事故に対して約3,030千円の共済金が支払われました。この制度は、一日約1円の掛け金で最大120万円の補償が受けられます。村内の平成14年度の加入率は約86パーセントとなっています。助け合いの精神で生まれたこの共済制度に多くの皆様方のご加入をお願いいたします。

#### ◆交通災害共済とは?

会員が交通事故により死傷した場合に、地方自治体として救済対策を講じることを目的とした、県民相互救済の制度です。

#### ◆どなたでも加入できます!

村内に居住している方、並びにその家族と生計を一にしている家族で、県外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。

#### ◆申し込みは簡単!

加入申込書に会費を添えて、村政事務嘱託員(区長さん)、または役場総務課まで申し込みください。

#### ◆会費は年間わずか500円!

ひとり年額500円です。途中加入の場合も同額です。

#### ◆共済期間は?

平成15年4月1日から平成16年3月31日までです。

#### ◆途中加入の場合は、加入した翌日から平成16年3月31日までです。

#### ◆見舞金は?

会員が交通災害により死傷した場合に、会員またはその遺族の請求により支給します。

#### ◆見舞金は、120万円(死亡の場合)から3万円(実治療日数7日の傷害の場合)となっています。

#### ◆見舞金の請求は?

自動車、オートバイ、自転車など、道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故が対象となります。

請求期間は、交通災害を受けた日から起算して1年以内です。

1年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

◎詳しくは、役場総務課行政係までお問合せください。

☎63-3111

出生



慎之介 { 鈴木 孝作 } 芋川  
美穂子

瞳 { 鈴木 幸生 } 芋川  
美津子

死亡

涌井 イト (92) 桂  
藤ノ木 伴成 (77) 小出  
廣田 ハマジ (87) 山崎  
樋口 キミ (78) 荒屋  
太嶋 正一 (87) 白羽毛  
廣田 武夫 (55) 干溝  
小野塚 金作 (74) 桂  
鈴木 キミイ (85) 重地  
関 澤クマ (88) 倉下

※掲載を希望しない方は届け出の際に申し出てください。

東京電力新潟女子バドミントン部

ふれあいバドミントン教室

預金、普通預金、別段預金は、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

- ・定期預金等については、これまで同様、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）。
- ・平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることとなります。
- ・預金保健制度、農漁協系統貯金保険制度ともに同様の取扱いがなされます。
- ・詳しくは、金融機関の窓口または預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、財務局にお問合わせください。

悪質な金融業者は要注意!

ダイレクトメール、電信柱の張り紙などで、「即決融資」、「審査不要」など、甘い言葉で誘い、短期間で法外な金利を取る、いわゆるヤミ金融や、借入先を紹介したふりをして、高額な手数料を請求する紹介屋など、悪質な金融業者による被害が増加しています。

平成14年4月から11月までに県消費生活センターで受け付けた消費者金融(サラ金)に関する相談は534件と、前年同月に比べて、2.5倍近い増加となっています。

◆ヤミ金融とは?

貸金業登録の有無を問わず、法律の上限金利(出資法で最高年利29.2%)を無視して高額な金利を取り、返済が少しでも遅れると、家族、親戚、勤務先にまで脅迫まがいの違法な取り立てを行う業者で、手口は様々です。

◆問合せ先 新潟県消費生活センター

新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ内  
月~金曜日(午前9時~午後5時)  
☎025-2285-4196

行政相談員の“ご存じですか?”

No.6

〈苦情等を受付ける範囲について〉

独立行政法人(自動車検査独立行政法人など)、特殊法人(N T T・日本道路公団など)及び認可法人(日本下水道事業団・自動車事故対策センターなど。国の出資比率が1/2以上、かつ、国の補助に係る業務を行うもの)も含まれます。

県庁の活動情報

- 交通事故件数..... 2件
- 死者..... 1人
- 傷者..... 2人
- 死亡事故ゼロ..... 25日

# 第3回 レクリエーションダンス講習会

～気軽に楽しく運動を～

- ◆期 日 平成15年 2月19日(水)  
午後7時30分～9時30分
- ◆会 場 中里村総合センター 2F 大集会場
- ◆内 容 レクリエーションダンス
- ◆講 師 インストラクター 吉楽一彦氏
- ◆服 装 軽い運動のできる服装(ズックは不要)  
汗拭きタオル
- ◆対 象 者 中里村に居住、または勤務の女性  
(男性の参加も大歓迎)
- ◆問い合わせ 中里村教育委員会生涯学習課  
☎63-4478

## 司法書士による相続登記の無料相談月間

新潟県司法書士会では、毎年2月の1ヶ月間を『相続登記はお済みですか月間』と定め相続登記についての県内一斉無料相談キャンペーンを実施いたしております。

◆「司法書士相談電話」☎(025)228-1589

## 第2回 十日町市広域圏合併任意参加者説明会

- ◆期 日 平成15年 2月21日(金)
- ◆時 間 午後2時 開会
- ◆場 所 十日町市 クロス10

休日救急医	2/11	大 島 医 院	☎52-2957 (十日町市)
	2/16	大 坪 医 院	☎57-6100 (十日町市)
		津 南 病 院	☎65-3161 (津南町)
	2/23	庭 野 医 院	☎52-2711 (十日町市)
	3/2	田 中 外 科 医 院	☎52-2403 (十日町市)

▼中学生、高校生の皆さんはもちろんのこと、その両親も気が気でない受験のシーズンです。いろいろな場所で「受験の時どうだった?」「たくさん勉強した?」「緊張した?」などよく聞かれます。記憶をたどると、自分が受験生のとき、精神的にかなりピリピリしていた記憶があります。受験の重圧に押しつぶされそうになり、いろいろなことに手がつかないこともありました。受験生のみなさんは不安や重圧を感じていると思います。自分が将来なにをしたいのか、何を学びたいのか、そういった具体的な目標に向かい、強い意志を以って様々な問題を克服していただきたいと思います。

## 選挙権

2月15日～3月5日  
暮らしのカレンダー

15(土)	
16(日)	ドーム中里き☆ら○ら定期投影 ☑ユーモール ☉11:00～11:40
17(月)	
18(火)	
19(水)	補聴器相談(リオン) ☑役場 ☉13:45～14:00 遊びの教室 ☑総合センター ☉9:30～10:00受付
20(木)	
21(金)	心配ごと相談(村山篤穂) ☑デイサービスセンター ☉13:30～16:00 市町村合併懇談会 ☑中里村総合センター ☉19:00～
22(土)	
23(日)	ドーム中里き☆ら○ら定期投影 ☑ユーモール ☉11:00～11:40
24(月)	補聴器相談(キコエ) ☑役場 ☉15:30～16:00
25(火)	
26(水)	母親学級 ☑保健センター ☉9:30～9:45受付
27(木)	
28(金)	心配ごと相談(廣田和子) ☑デイサービスセンター ☉13:30～16:00 行政相談 ☑老人福祉センター ☉13:30～16:00
1(土)	
2(日)	ドーム中里き☆ら○ら定期投影 ☑ユーモール ☉11:00～11:40
3(月)	
4(火)	
5(水)	補聴器相談(リオン) ☑役場 ☉13:45～14:00 乳幼児身体測定・健康相談 ☑保健センター ☉9:30～11:00

☑ ところ ● とき

## 村の人口

1月末現在( )は前月比

●人 □	男	3,188人(±0)
	女	3,201人(-1)
	計	6,389人(-1)
●世帯数		1,694(-2)